

# 岩手保健医療大学大学院学則

(令和3年1月27日制定)

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 組織（第4条—第8条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第9条—第11条）
- 第4章 修業年限及び在学年限（第12条—第14条）
- 第5章 入学、休学及び退学等（第15条—第28条）
- 第6章 教育課程及び履修方法等（第29条—第38条）
- 第7章 修了及び学位（第39条・第40条）
- 第8章 科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生（第41条—第44条）
- 第9章 入学金及び授業料等（第45条）
- 第10章 賞罰（第46条・第47条）
- 第11章 雑則（第48条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 岩手保健医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の精神である「人々の生活と健康を高め、地域社会に貢献するケア・スピリットを備えた保健医療人の育成」を基本理念とし、看護学を基盤に自ら考え、行動し、社会を切り拓く人材を養成することを目的とする。

#### （自己評価等）

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動等の改善及び充実に努める。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

#### （教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第3条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、本大学院における研修及び研究を組織的に実施するものとする。

2 研修等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 第2章 組織

#### （研究科及び入学定員等）

第4条 本大学院に看護学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科の専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
看護学専攻	3名	6名

#### （研究科長等）

第5条 研究科に研究科長及び必要な職員を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

#### （事務局）

第6条 本大学院の事務は、事務局において処理する。

#### （大学院教授会）

第7条 本大学院の教育研究に関する重要事項を審議するため、大学院教授会を置く。

2 大学院教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第8条 本大学院に大学院運営に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(学期)

第10条 学年を次の学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第4号から第6号の期間は、毎年度学年暦により定めるものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 春期休業
- (5) 夏期休業
- (6) 冬期休業

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要があると認めた場合は、休業日の変更又は臨時の休業日を定めることができる。

### 第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 本大学院の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第13条 在学年限は、通算して4年を超えることができない。

2 転入学及び再入学した学生は、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(長期履修)

第14条 学生が職業を有している等の事情により、第12条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

### 第5章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 日本において、文部科学大臣が指定した外国大学日本校の16年の課程を修了した者

- (5) 外国の大学等において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者で本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等あるいはそれ以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

#### (入学の志願)

第17条 本大学院への入学を志願する者は、本大学院所定の出願書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

#### (入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

#### (入学手続及び入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、本大学院所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。

#### (転入学)

第20条 他の大学院に在学する者で本大学院に転入学を志願するものがあるときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

#### (再入学)

第21条 第25条及び第27条の規定により本大学院を退学した者で本大学院に再び入学を志願するものは、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

#### (転入学、再入学の修業年限等)

第22条 第20条及び21条の規定により入学を許可された者の在学期間の通算、及び既修得単位の取り扱いその他必要な事項は、別に定める。

#### (休学)

第23条 学生が疾病その他の理由により、引き続き2か月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でない認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事情がある場合は、学長の許可を受けて、1年の範囲内で期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

5 休学期間は、在学年限に算入しない。

#### (復学)

第24条 休学期間中に当該理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

#### (転学)

第25条 学生が他の大学院へ転学をしようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

#### (留学)

第26条 学生が外国の大学院に留学をしようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、修業年限に含めることができる。

3 留学の取扱いについては、別に定める。

#### (退学)

第27条 学生が退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

#### (除籍)

第28条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長が除籍する。

- (1) 第12条に規定する在学年限を超えたとき。
- (2) 第23条第4項に規定する休学期間を超えたとき。
- (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。
- (4) 行方不明の者及び死亡した者

## 第6章 教育課程及び履修方法等

### (教育課程の編成方針)

第29条 教育課程の編成は、本大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導計画を策定し、体系的に行うものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的要素を涵養するよう適切に配慮するものとする。

### (授業科目)

第30条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

### (教育方法の特例)

第31条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

### (履修単位)

第32条 学生は、別表に定めるところにより30単位以上を修得しなければならない。

### (単位の計算方法)

第33条 各授業科目の単位数の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

### (単位の授与)

第34条 授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には、単位を与える。

### (学修の評価)

第35条 授業科目の試験の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。

### (入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位は、10単位を超えないものとする。

### (他の大学院における授業科目の履修等)

第37条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、学生が第26条第1項の許可を受けて留学した場合に準用する。

### (授業科目の履修方法等)

第38条 授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 修了及び学位

### (修了)

第39条 第12条の修業年限以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査に合格した者に対し、学長が修了を認定する。

### (学位)

第40条 修了を認められた者には、修士(看護学)の学位を授与する。

2 修士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章 科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生

### (科目等履修生)

第41条 本大学院所定の授業科目中、その1科目又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

### (聴講生)

第42条 本大学院において特定の授業科目の聴講を志願する者がいるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講を許可することがある。

3 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

### (研究生)

第43条 本大学院において特定の専門事項について研究しようとする者がいるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

### (外国人留学生)

第44条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する者がいるときは、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 入学金及び授業料等

### (入学金及び授業料等)

第45条 入学検定料、入学金及び授業料は、別表2のとおりとする。

2 第14条に規定する長期履修生が納める授業料の額は、別表2の2のとおりとする。

3 第41条に規定する科目等履修生が納める入学検定料、登録料及び科目等履修料の額は、別表3のとおりとする。

3 第42条に規定する聴講生が納める入学検定料、入学金及び聴講料の額は、別表4のとおりとする。

4 第43条に規定する研究生が納める入学金、登録料及び研究指導料の額は、別表5のとおりとする。

5 前各号の納入方法等必要な事項は、別に定める。

## 第10章 賞 罰

### (表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長は、表彰することができる。

### (懲戒)

第47条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当した学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第11章 雑 則

### (その他)

第48条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度の研究科の収容定員は、第4条第2項の規定にかかわらず、3名とする。

別表 1 (第 30 条第 2 項、第 32 条関係)

科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数		授業形態			単位数
			必修	選択	講義	演習	実験・実習	
共通科目	看護理論特論	1 前		2	○			必修 8 単位 選択 6 単位 以上
	看護研究方法特論	1 前	2		○			
	臨床倫理特論	1 後	2		○			
	多職種連携特論	1 後	2		○			
	統計学特論	1 前		2	○			
	質的研究方法特論	1 前		2	○			
	医療社会学特論	1 後		2	○			
	フィジカルアセスメント特論	1 前		2	○			
	コンサルテーション特論	1 後		2	○			
	災害看護特論	1 後		2	○			
看護学教育特論	1 後	2		○				

専門科目	基礎・地域連携 看護学領域	基礎看護学特論 I	1 前		2	○		選択 8 単位 以上	専門科目は各自の専門研究領域の「特論 I・II」及び「演習 I・II」各 2 単位を含む 8 単位を修得すること	
		基礎看護学特論 II	1 後		2	○				
		基礎看護学演習 I	1 前		2		○			
		基礎看護学演習 II	1 後		2		○			
		地域看護学特論 I	1 前		2	○				
		地域看護学特論 II	1 後		2	○				
		地域看護学演習 I	1 前		2		○			
		地域看護学演習 II	1 後		2		○			
	臨床・応用看護学領域	老年看護学特論 I	1 前		2	○				
		老年看護学特論 II	1 後		2	○				
		老年看護学演習 I	1 前		2		○			
		老年看護学演習 II	1 後		2		○			
		母性看護学特論 I	1 前		2	○				
		母性看護学特論 II	1 後		2	○				
		母性看護学演習 I	1 前		2		○			
		母性看護学演習 II	1 後		2		○			
		小児看護学特論 I	1 前		2	○				
		小児看護学特論 II	1 後		2	○				
		小児看護学演習 I	1 前		2		○			
		小児看護学演習 II	1 後		2		○			
	看護管理 学領域	看護管理学特論 I	1 前		2	○				
		看護管理学特論 II	1 前		2	○				
		看護管理学特論 III	1 前		2	○				
		看護管理学演習	1 後		2		○			

研究科目	看護学特別研究	2 通	8			○		必修 8 単位
合計 (40 科目)		—	16	70	—			30 単位以上

別表2（第45条第1項関係）

区 分		金 額 (円)
大 学 院	入学検定料	30,000
	入 学 金	250,000
	授 業 料	550,000

注1) 本学学生が、卒業後直ちに志願する場合は、入学検定料は無料とする。

注2) 本学卒業生が大学院に入学する場合は、入学金は無料とする。

別表2の2（第14条関係）

区 分		金 額 (円)	
長期履修生	授 業 料	1年目	368,000
		2年目	366,000
		3年目	366,000

別表3（第41条関係）

区 分		金 額 (円)
科目等履修生	入学検定料	10,000
	登 録 料	15,000
	科目等履修料	1単位につき 15,000

別表4（第42条関係）

区 分		金 額 (円)
聴 講 生	入学検定料	8,000
	登 録 料	10,000
	聴 講 料	1単位につき 10,000

別表5（第42条関係）

区 分		金 額 (円)
研 究 生	入 学 金	15,000
	登 録 料	30,000
	研究指導料	1単位につき 20,000

別表3～5については、実験実習等に要する費用を除く。